

2024年版 取締役職務執行確認書の解説

2024年2月19日

監査懇話会 取締役職務執行確認書委員会
委員長 浅見 公一

自己紹介　＜浅見　公一＞

1979年　三菱電機(株)入社

2010年　三菱電機(株)役員理事九州支社長

2014年　(株)ダイヤモンドテレコム　取締役社長

2017年　兼松コミュニケーションズ(株)　取締役副社長

2018年　三菱電機インフォメーションネットワーク(株)　常任監査役

2020年　レーザーテック(株)　常勤監査役

【本日の内容】

1. 取締役職務執行確認書の効用と留意点
2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド
3. 2024年版改訂のポイント
4. カスタマイズ事例

1. 取締役職務執行確認書の効用と留意点

(1) 取締役職務執行確認書の利用対象

- ・利用対象：監査役(会)設置会社、監査等委員会設置会社
- ・基本は上場会社の監査役会設置会社を念頭においたひな型として作成
- ・監査等委員会設置会社及び非上場会社の監査役(会)設置会社でも利用可
(カスタマイズの上、利用することを推奨)
- ・指名委員会等設置会社は対象外

1. 取締役職務執行確認書の効用と留意点

(2) 取締役職務執行確認書の効用

- ・取締役が負うべき善管注意義務等の法的責任を概ね認識可能
- ・取締役自身の行為及び取締役が担当する業務執行に伴う適法性のチェック
- ・監査役の監査対象を網羅
- ・会社の不祥事を未然に防ぐことにより、リスクを軽減
- ・取締役の職務執行に関わる内部統制システム監査の一環となる

1. 取締役職務執行確認書の効用と留意点

(3) 取締役職務執行確認書活用の留意点

- ・取締役が忠実に回答するとは限らないので、必要に応じて面談を行う
- ・「確認を留保する」又は「コメント欄」に記載がある場合は、詳細に聞き取り調査をする
- ・問題点が把握できた場合は、別途調査し、監査調書を作成する
- ・第3項、「監査役への報告義務」は、重要な項目であり、特に誠実な回答を求めたい。例えば、重大な不正が監査役に報告されずに、そのことを監査役が把握していたようなケースでは、これを指摘し、今後の協力を求める等

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(1) ホームページ掲載資料について

- ・「取締役職務執行確認書のひな型についての説明」及び「新旧対照表」についてはPDF版での掲載
 - ・「取締役職務執行確認書(全文)」及び「取締役職務執行確認書(確認事項のみ)」はWORD版を提供
→ダウンロードした上でユーザーがカスタマイズ可能
- *「全文」は説明付き解説書、「確認事項のみ」は提出用としての活用を想定

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(1) ホームページ掲載資料について

[HOME](#) | [講座・講演会](#) | [委員会活動](#) | [公開講座](#) | [公開資料](#) | [文化活動](#) | [お知らせ](#) | [人材バンク](#) | [法律相談窓口](#) | [入会・お問合せ](#)

HOME > [公開資料](#) > 職務確認書



職務確認書

以下をご確認の上、ダウンロードしてご利用ください。

<ご注意>
各確認書（に関する説明も含めて）の全ての著作権は「一般社団法人監査懇話会」にあります。

各確認書はあくまでもひな型であり、各社の実情に応じてカスタマイズしてご活用下さい。
なお書籍等営利目的に供する場合や論文等に引用する場合は当会の承認を得て下さい。

各確認書についてのお問い合わせは「[お申込み・お問合せフォーム](#)」からメールにてご送信ください。

1. 取締役職務執行確認書

- 1-1. [取締役職務執行確認書のひな型についての説明（2024年）](#) 
- 1-2. [取締役職務執行確認書（2024年版全文－説明・関連法令・確認事項）](#) 1
- 1-3. [取締役職務執行確認書（2024年版確認事項のみ）](#) 2
- 1-4. [取締役職務執行確認書 2024年版 新旧対照表](#) 

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(2) 新たに取締役職務執行確認書を導入する際の留意点

- ・監査役会(各監査役)の意見統一が前提
- ・代表取締役への事前説明と理解、同意を得る
- ・その上で、取締役会等で十分な説明を実施
- ・取締役会等での説明のポイント: 本確認書により不祥事を未然に防ぎ、会社の健全性、倫理性を向上させる目的であることを理解いただく
- ・新任取締役には趣旨理解のため、必要に応じて個別説明も

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(3) 上場会社（活用事例）

- ・ 定時株主総会后、最初の取締役会で本確認書を配布
- ・ 監査役会又は監査等委員会名で依頼書面を添付
- ・ 期末に提出いただくことを依頼
- ・ 提出後に必要に応じて面談を実施し、内容確認
- ・ 退任者も対象とするので、退任前に提出いただく

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(4) 非上場会社(活用事例)

- ・基本的には上場会社と同様の手順を推奨
- ・金融商品取引法、有価証券上場規程(東京商品取引所)など、対象外の法令、確認項目等を事前に適宜削除・修正しておく

(5) グループ会社(子会社・関連会社)

- ・親会社の本確認書の利用状況等を親会社監査役に確認し、情報共有した上で活用することも検討。もちろん、子会社・関連会社単独で活用することでも構わない。

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(6) 社外取締役への活用

- ・社外取締役への活用は会社の状況を見て、監査役(会)/監査等委員会で個別に判断する

(7) 執行役員への活用

- ・執行役員制度を導入している会社で、執行役員にも活用するかどうかは、各社の事情にもよるので、監査役(会)/監査等委員会で個別に判断する
- ・単純に取締役を執行役員に読み替えることはできないのでアレンジが必要

3. 2024年版改訂のポイント

注意事項

①「私は」のところは、「私又は私の管轄する職務において知る限りは」と読み替えてください。

→①「私は」のところは、「私又は私の担当範囲において知る限りは」と読み替え、また取締役会として責任を負うべき視点からの回答にも留意ください。

*「私の管轄する職務」では社外取締役が対象外となる恐れ。また、自分の担当でなくとも取締役会で決議したものは対象となることを明確化。

3. 2024年版改訂のポイント

3. 監査役への報告義務についての確認

[説明]

①取締役は、～直ちに監査役会又は監査役にこれを報告する義務がある。

→①取締役は、～直ちに監査役(会)又は監査等委員会にこれを報告する義務がある。

[関連法令]

○会社法357条:3項に監査等委員会への報告義務もあるため、追記。
(2022年版までは監査等委員会の記載なし)

3. 2024年版改訂のポイント

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

[説明]

⑥金融商品取引法は、～内部統制報告書の提出義務を定めており、
これらに関し罰則規定が設けられている。

→⑥金融商品取引法は、～内部統制報告書の提出義務を定めており、
提出しなかった場合並びに提出内容の重要事項に虚偽の記載が
あった場合は、罰則規定が設けられている。

3. 2024年版改訂のポイント

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

[確認事項] (新設)

- 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムの整備の決議を行っていることを確認している。
- 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムに関する取締役の職務の執行を監督している事を確認している。

* 取締役会が行うべき事項を追加し、取締役会の監督責任を明確化

3. 2024年版改訂のポイント

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認

[説明]

②利益相反取引(新設)

二) 監査等委員会設置会社の取締役は、利益相反取引について取締役会の承認及び監査等委員会の承認を受けた場合は、推定規定が適用されない
ので、責任を追及するものが取締役に責任があることの立証責任を負う。

* 利益相反取引の承認実務に関して、監査等委員会設置会社のみ適用
されている規定を追加(会社法423条4項)

3. 2024年版改訂のポイント

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認

[確認事項]

(競業取引又は利益相反取引についての確認)

□私は、会社の事業と競合するような取引、～取締役会(取締役会のない会社では株主総会)の承認を得ている。

→ □私は、会社の事業と競合するような取引、～取締役会(取締役会のない会社では株主総会)の承認を得ており、取引後は遅滞なく取締役に報告している。

3. 2024年版改訂のポイント

6. 無償の利益供与等についての確認

[説明]

- ②(新設): 会社法120条の内容(2022年版までは[関連法令]に記載)
- ③(削除): 公務員への賄賂や株主等の権利の行使に関する利益供与(例えば総会屋への利益供与等)は、取締役会の承認などの有無、金額の多寡に拘わらず当然に違法である。

* 公務員への賄賂は無償の利益供与以前の法令違反である事、また、総会屋への利益供与事例は最近では見られない事から削除。

3. 2024年版改訂のポイント

8. インサイダー取引・適時開示についての確認

[説明]

③また、～重要事実公表前に情報を伝達したり、取引を推奨した会社関係者～

→③また、～重要事実公表前に情報を伝達したり、**情報を伝えず**に取引を推奨した会社関係者～

*** 単に取引を推奨をしただけでも罪になることを明確に記載**

④～開示手続き・方法の整備や「内部取引管理規程」を設け、～

→④～開示手続き・方法の整備や「内部取引管理規程」**等の社内規則**を設け、～した会社関係者～

*** 社内規則名称は会社毎に異なるので例示記載に修正(確認事項も修正)**

3. 2024年版改訂のポイント

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認

(全体：用語の修正)

- ・第三者割当増資→第三者割当による増資
- ・株式発行→募集株式・募集新株予約権の発行

[説明]

- ①～経済産業省の指針等を参考に、公正な判断をすることが求められている。
→①～経済産業省の指針等を参考に、買収における株主意思の尊重、透明性の確保等が求められている。

＊ 経済産業省の指針の具体的内容を明記

3. 2024年版改訂のポイント

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認

[関連法令等]

○会社法238条[募集事項の決定]及び会社法240条[公開会社における募集事項の決定の特則] 募集新株予約権の発行に関する有利発行規制の定め。(新設)

* 2022年版までは募集株式の発行に関する会社法の記載のみだったため追記

○経済産業省[企業買収における行動指針](令和5年8月公表)(新設)

* 新たな指針が公表されたため追記

3. 2024年版改訂のポイント

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認

[関連法令等]

○東京証券取引所の有価証券上場規程432条[第三者割当に係る遵守事項]

○同規程施行規則402条の2[第三者割当に関する事項の取扱い]

→○東京証券取引所・有価証券上場規程402条1号a[会社情報の開示]及び
同規程施行規則402条の2[会社情報の開示の取扱い]2項1号・2号(新設)

○東京証券取引所の有価証券上場規程432条[第三者割当に係る遵守事項]
及び同規程施行規則402条の2[会社情報の開示の取扱い]2項3号

* 有価証券上場規程と同規程施行規則の関係を整理: 上場規程402条1号a
は機関決定時の適時開示、432条は第三者割当に係る遵守事項、施行規則
はそれぞれに対応した情報の取扱いを2項1号・2号と2項3号に分けて規定

有価証券上場規程施行規則(抜粋)

第402条の2

2 **規程第402条第1号a**に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。

(1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(2) 次のa及びbに掲げる事項

a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等

(3) **規程第432条**に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

* 従来は「規定第402条第1号a」に関する記載なく、「規程第432条」及び「施行規則第402条2」のみ記載

3. 2024年版改訂のポイント

11. 反社会的勢力との関係についての確認

[説明及び関連法令]

○都道府県が定める暴力団排除条例(以下は東京都条例)(新設)

* 事例[基本理念](東京都と神奈川県と比較)

(東京都)暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする。

(神奈川県)暴力団排除は、暴力団が事業活動又は県民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、県、市町村、事業者、事業者団体、県民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3. 2024年版改訂のポイント

12. 企業不祥事発生時の対応についての確認

[説明]

①取締役(会)は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合～

→①取締役(会)は企業不祥事(法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為)が発生した場合～

* 企業不祥事の定義を監査役監査基準の定義に合わせて記載、これに伴い、説明③に記載されていた定義を削除

3. 2024年版改訂のポイント

12. 企業不祥事発生時の対応についての確認

[確認事項]

□私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案がなかったことを確認している

→□私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案の有無を確認している

＊ 不祥事があった場合でもチェックできる

□私は、社内調査委員会の対応が、～適切な措置を講じている

→□私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、
～適切な措置を講じることになっている

＊ 不祥事がなく、社内調査委員会の対応実績がない場合でもチェックできる

3. 2024年版改訂のポイント

13. その他の不正取引についての確認

[説明及び関連法令]

⑤出資の履行を偽装した募集株式の引受人の責任、関与した取締役の責任
引受人は払込期日の経過後も払込義務を負い、偽装払込みに関与した
取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む)は、会社に対
して払込み相当額を連帯して支払う義務を負う

→⑤募集株式の引受人が出資の履行を偽装することに関与した取締役の責任
偽装払込みに関与した取締役は、会社に対して払込みを偽装した払込
金額の全額を連帯して支払う義務を負う

* 会社法213条の記載内容に合わせた表現に改訂するとともに、当確認書で
対象としていない指名委員会等設置会社の記載を削除

3. 2024年版改訂のポイント

13. その他の不正取引についての確認

[説明及び関連法令]

⑥その他過料(100万円以下)に処せられる主な行為: 登記・公告・通知・開示等
等に関する義務違反

○会社法976条

→⑥その他過料(100万円以下)に処せられる主な行為

○会社法976条 登記・公告・通知・開示等に関する義務違反及び

会計帳簿・電磁的記録等に関する虚偽記載等

○会社法977条 財務諸表等に関する虚偽記載等

* 会社法976条の過料対象行為を追記。あわせて会社法977条記載の過料行為も追加。

3. 2024年版改訂のポイント

14. 定款・社内規則及び法令等についての確認

[説明]

○重要な法令等

・不正競争防止法（営業秘密の保護、模倣した商品の譲渡等の防止、外国公務員等に対する贈賄行為の禁止等）

→・不正競争防止法（外国公務員等に対する贈賄行為の禁止、周知な商品等表示混同惹起、著名な商品等表示の冒用、他人の商品形態を模倣した商品の提供、営業秘密の侵害、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供、商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示等）

* 経産省の不正競争の定義に挙げられる行為のうち、刑事罰が付されるものを列挙

経済産業省:不正競争防止法の概要

法律の目的 (第1条)

不正競争の定義 (第2条)

- | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------|
| ① 周知な商品等表示の混同惹起
(1号) | ② 著名な商品等表示の冒用
(2号) | ③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供
(3号) | ④ 営業秘密の侵害
(4号、10号) | ⑤ 限定提供データの不正取得等
(11号、16号) | ⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供
(17号、18号) | ⑦ ドメイン名の不正取得等
(19号) | ⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示
(20号) | ⑨ 信用毀損行為
(21号) | ⑩ 代理人等の商標冒用
(22号) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------|

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

国際約束に基づく禁止行為

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1 外国国旗、紋章等の不正使用
(16条) | 2 国際機関の標章の不正使用
(17条) | 3 外国公務員等への贈賄
(18条) |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------|

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

刑事的措置 (刑事罰)

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (第21条)
 - ・営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
 - 法人両罰 (第22条)
 - ・営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・その他：3億円以下
 - 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項・第7項・第8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第10項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

3. 2024年版改訂のポイント

14. 定款・社内規則及び法令等についての確認

[説明]

○重要な法令等

・個人情報保護法

→・個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についての
ガイドライン(個人情報保護委員会)

* 個人情報保護法に係る会社の遵守事項等が具体的に記載されている
ガイドラインを追加

3. 2024年版改訂のポイント

14. 定款・社内規則及び法令等についての確認

[説明]

○重要な法令等

- ・労働関連法令(労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法等)
- ・労働関連法令等(労働基準法、労働安全衛生法(厚生労働省・テレワークガイドラインを含む)、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法(セクハラ・マタハラ防止法を含む)、障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法等)
- * 厚生労働省のガイドライン等の記載を整理(統合、削除等)

3. 2024年版改訂のポイント

14. 定款・社内規則及び法令等についての確認

[説明]

○重要な法令等

- ・輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等）
- ・輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法、同法に係る外国為替令・輸出貿易管理令、関連通達等（経産省））

* 外為法の法体系に合わせた表記に修正

4. カスタマイズ事例

(1) 項目の削除

- ・[確認事項]の項目に該当がない場合
(例) 10.会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性
□私は、当社の買収防衛策が法令等に定められた条件を～
→買収防衛策を導入していなければ不要なので削除
- ・[関連法令等]に関して非上場会社の場合
(例) 金融商品取引法、東京証券取引所・有価証券上場規程、
コーポレートガバナンス・コード 等は該当しないので削除

4. カスタマイズ事例

(2) 自社に特有な部分の変更

- ・8. インサイダー取引・適時開示についての確認

(例) [説明]④～「内部者取引管理規程」等の社内規則を設け、役職員の～

→赤字部分を自社の規程名称に変更

- ・11. 反社会的勢力との関係についての確認

(例) 都道府県が定める暴力団排除条例(以下は東京都条例)

→上記文言を削除し、自社所在地の都道府県が定める暴力団排除条例を記載

4. カスタマイズ事例

(3) 回答に当たっての注意事項を付記①

・8. インサイダー取引・適時開示についての確認(例)

[確認事項] * 2、3項目は「私は」のところを「取締役会として」に置き換えて回答下さい

- ☐ 私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分は行わなかった
- ☐ 私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分を行ったが、適法に行った
- ☐ 私は、重要情報の適時開示手続きや役職員の有価証券取引ルールを定めた社内規則を整備し、遵守している
- ☐ 私は、法令に則り、適時開示を行っている
- ☐ 確認を留保する(理由:)
- コメント()

4. カスタマイズ事例

(3) 回答に当たっての注意事項を付記②

・12. 企業不祥事発生時に対応についての確認(例)

[確認事項] * 2項目以降は不祥事がなかったとしても、発生した場合の心構えとして回答下さい

- ☐ 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案の有無を確認している
- ☐ 私は、不祥事が発生した場合には、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的適時開示に努めることにしている
- ☐ 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合には、必要に応じて、社内調査委員会の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めることにしている
- ☐ 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じることにしている
- ☐ 確認を留保する(理由:)
- コメント()

4. カスタマイズ事例

(4) 確認事項の順番の入れ替え

・6. 無償の利益供与等についての確認(例)

[確認事項] * 1, 2項を回答すると3項目に目が行かなくなるケースが多発していた

☐ 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行っていない

☐ 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行ったが、正当なものであり、かつ、取締役会の承認などの社内の定められた手続きを経ている

(取締役会などの承認日:)

(承認手続き:)

(利益供与の具体的内容:)

☐ 私は、株主等の権利の行使に関する利益供与を行っていない

☐ 確認を留保する(理由:)

コメント()

ご清聴ありがとうございました